独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	—	3	—	3	2	5	—	3	—	3	2	5
独立行政法人森林総合研究所	66	—	—	66	249	315	67	—	—	67	228	295
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	22,860	22,860	(6,100) 22,542	45,402	—	—	17,200	17,200	(4,600) 22,981	40,181
独立行政法人奄美群島振興開発基金	—	2	—	2	24	26	—	2	—	2	24	26
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	5	—	5	1	6	—	12	—	12	2	14
（地方公共団体）												
地方公共団体	38,870	—	—	38,870	101,431	140,301	37,310	—	—	37,310	100,030	137,340
（特殊会社等）												
財団法人民間都市開発推進機構	—	—	300	300	300	600	—	—	300	300	300	600
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	—	300	—	300	20	320	—	—	—	—	—	—
新関西国際空港株式会社	—	—	230	230	(637) 973	1,203	—	—	490	490	390	880
中部国際空港株式会社	—	—	481	481	345	826	—	—	206	206	(78) 507	713
株式会社民間資金等活用事業推進機構	—	50	—	50	25	75	—	—	—	—	—	—
株式会社日本政策投資銀行	5,000	—	3,500	8,500	(4,000) 10,000	18,500	3,000	—	3,500	6,500	(3,500) 9,500	16,000
株式会社産業革新機構	—	200	—	200	2,000	2,200	—	400	—	400	2,544	2,944
合計	135,242	1,804	39,436	176,482	(43,040)		109,101	2,912	37,046	149,059	(47,720)	

財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

㈱1．「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（昭48法７）第５条第２項第１号、第２号及び第３号に掲げる運用、投資及び債務保証である。

2．「23年度」欄は、23年度当初計画額である。

3．「自己資金等」欄の（　）書は、財投機関債（独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。）の発行により調達する金額を内書したものである。

4．「独立行政法人国際協力機構」の有償資金協力業務に係る予算については、「独立行政法人国際協力機構法」（平14法136）第21条の規定により、国会の議決を経ることとされている。

5．「財団法人民間都市開発推進機構」とは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」（昭62法62）第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構をいう。

6．「新関西国際空港株式会社」の23年度欄の金額は、「関西国際空港株式会社」の23年度当初計画額である。

7．「中部国際空港株式会社」とは、「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」（平10法36）第４条第１項の規定により指定された法人をいう。

8．「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

⑵　財政投融資原資見込

（単位：億円）

	24年度	23年度
財政融資	135,242	109,101
財政融資資金	135,242	109,101
産業投資	1,804	2,912
財政投融資特別会計投資勘定	1,804	2,912